

年金記録問題に関する諸事項の状況

○ 名寄せ特別便に係るサンプル調査結果について	1
○ 厚生年金等の旧台帳に係るサンプル調査結果について	7
○ 被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況	9
○ 標準報酬等の遡及訂正事案に係る記録回復の状況	13
○ 年金受給にできる限り結びつけていくための取組み	17

平成23年3月8日
日本年金機構

名寄せ特別便に係るサンプル調査結果について

1 サンプル調査の概要

(1) 目的

名寄せ特別便の1次名寄せ対象者（記録の期間が重複している者を除く）のうち、「訂正なし」又は「未回答」の方（約88万人）を対象に実施したフォローアップ照会（注）については、約8割の方が、名寄せされた未統合記録がご本人のものであると確認できたところ。

本サンプル調査は、フォローアップ照会の対象とならなかった方のうち、「訂正なし」又は「未回答」の方（約210万人）について実態を把握し、今後の対応の在り方について検討することを目的として実施。

（注）1次名寄せ対象者（氏名、生年月日及び性別がほぼ完全に一致）のうち、未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との間に重複がない者について、年金事務所等において市区町村の協力も得ながら、個別にご本人に接触し、記録確認を行ったところ。

(2) 対象者

名寄せ特別便を送付した方のうち、以下の方から3千件を抽出。

- ① 1次名寄せ対象者で記録に重複がある者
- ② 2次名寄せ対象者（フルヤ→フルタニ、ソーンなどの漢字やカナの読み間違いなどを一致とみなす又は生年月日の±1日や元号を除外して年月日で一致とするなど条件を緩和して未統合記録と一致した者）

(3) 実施方法

サンプル調査対象者のうち、減額となるケースを除き、個別に電話、訪問又は文書にて未統合記録の一部の情報（加入制度、加入期間など）を伝え、ご本人の記録であるか否かを確認。

2 調査結果

サンプル調査対象者3,000人のうち、ご本人に接触できた2,262人の調査結果は以下のとおり。

調査対象者	接触できた人数	確 認 結 果	
		本人の記録と確認	本人の記録ではない
受給者	1,165人	28人(2.4%)	1,137人(97.6%)
加入者	1,097人	52人(4.7%)	1,045人(95.3%)
合 計	2,262人	80人(3.5%)	2,182人(96.5%)

《分析》

- ① 全体としては、ご本人の記録と確認できたのは3.5%（サンプル調査者3,000人に対しては2.7%）。
- ② これまで実施してきたフォローアップ照会は約8割の方がご本人の記録と確認できているのに対し、今回のサンプル調査結果では、大部分の方がご本人の記録ではないという結果となっている。仮にフォローアップ調査を実施すると、多くの場合（96.5%の方へ）、自身の記録ではない情報を提供することになると予想される。

（参考1）ねんきん特別便送付に伴い記録訂正された人の割合

- 全回答者に対する割合：11%
- 全送付者に対する割合：8%

（参考2）

- 約210万人のうち、2.7%（約5.7万人）の方の年金が増加するとした場合の年金増加額（年額） 約21億円
- 約210万人に対し個別に電話、訪問又は文書による照会を行うとした場合の経費の見込み
 - ・ 概算費用 約107億円
 - ・ 1年間、毎日約1,900人、年金事務所1箇所当たり6人が専属で従事

4 今後の対応（案）

2次名寄せ対象者等については、以下の対応を検討することとする。

- ① 未統合記録について、「ねんきんネット」において、ご本人が自ら自身の記録を検索することができる仕組みを構築する（その際、2次名寄せと同様に、氏名や生年月日のあいまい検索を可能とする）
- ② 受給者については、今回のサンプル調査において、ご本人の記録であると確認できた事例（28ケース）のうち、5割（50%）が紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業により記録が判明する見込みであり、着実に対応を図る

（参考）

調査対象者		紙台帳とコンピュータ記録の突合せ により記録判明が見込まれる者
受給者	28人	14人（50%）
加入者	52人	7人（13%）
合計	80人	21人（26%）

- ③ 加入者については、新規裁定の裁定請求書受付その他の年金記録の相談時に、ご本人へ未統合記録の一部の情報（加入制度、加入期間など）を伝え、改めてご本人の記録であるか否かを確認（名寄せ便送付者は窓口の端末装置で確認可能）

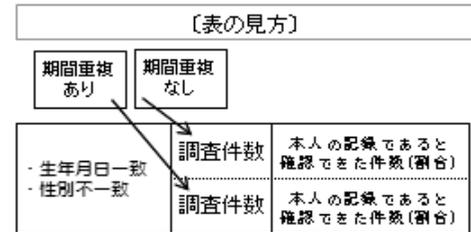
(参考)

調査件数合計:2,262件
確認できた件数合計:80件(3.5%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

合計

氏名条件		氏名条件						
		第一次名寄せ		第二次名寄せ				
		①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソ→ン、ツ→シなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違え 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致				
生年月日 性別(下段) 条件	高	一次	(フォローアップ済)		115	11 (9.6%)		
			58	4 (6.9%)	119	2 (1.7%)		
	緩和度合い	一次	・生年月日一致 ・性別一致	150	12 (8.0%)	70	1 (1.4%)	
				149	11 (7.4%)	63	2 (3.2%)	
		第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	263	2 (0.8%)	165	4 (2.4%)	
				414	2 (0.5%)	254	3 (1.2%)	
		低	第二次名寄せ	・元号除外し 年月日一致	119	16 (13.4%)		
					323	10 (3.1%)		



※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

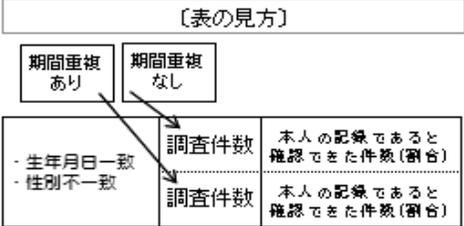
調査件数合計:1,165 件
 確認できた件数合計:28 件 (2.4%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

受給者



氏名条件		氏名条件				
		第一次名寄せ		第二次名寄せ		
生年月日 性別(下段)	氏名条件	①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソーン、ツ→シなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違い 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致		
		(フォローアップ済)		59	8 (13.6%)	
高 緩和度合い 低	一次	・生年月日一致 ・性別一致	24	0 (0.0%)	61	1 (1.6%)
			88	6 (6.8%)	38	1 (2.6%)
	第二次名寄せ	・生年月日一致 ・性別不一致	71	3 (4.2%)	33	1 (3.0%)
			95	1 (1.1%)	63	0 (0.0%)
	第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	222	0 (0.0%)	157	0 (0.0%)
			0	0 (0.0%)		
	第二次名寄せ	・元号除外し 年月日一致	254	7 (2.8%)		



※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

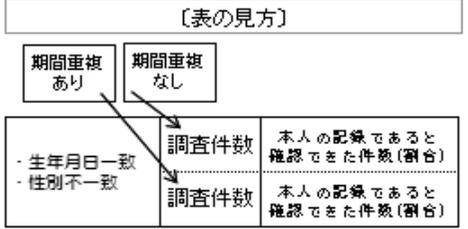
調査件数合計:1,097 件
 確認できた件数合計:52 件 (4.7%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

加入者



氏名条件		氏名条件				
		第一次名寄せ		第二次名寄せ		
生年月日 性別(下段)	氏名条件	①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソ→ン、ツ→シなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違え 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致		
		(フォローアップ済)		56	3 (5.4%)	
高 緩和度合い 低	一次	・生年月日一致 ・性別一致	34	4 (11.8%)	58	1 (1.7%)
			62	6 (9.7%)	32	0 (0.0%)
	第二次名寄せ	・生年月日一致 ・性別不一致	78	8 (10.3%)	30	1 (3.3%)
			168	1 (0.6%)	102	4 (3.9%)
	第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	192	2 (1.0%)	97	3 (3.1%)
			119	16 (13.4%)		
	第二次名寄せ	・元号除外し 年月日一致	69	3 (4.3%)		



※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

厚生年金等の旧台帳に係るサンプル調査結果について

1. サンプル調査の概要

(1) 対象者

厚生年金保険及び船員保険旧台帳の記録(1,466万件)のうち、基礎年金番号を保有していない等のため、いわゆるグレー便(※)の送付対象(約68万通)とならなかった記録について、住民基本台帳ネットワークとの突合せを行い3情報が一致した記録(7万件)から無作為に467件を抽出。

※グレー便とは、マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録とを3条件(氏名・生年月日・性別)による突合せをして一致した者に対して、平成20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付したものの

(2) 実施方法

サンプル調査対象者に対し、個別に電話、訪問にて旧台帳記録の情報(加入制度、加入期間など)を伝え、ご本人の記録であるか否かを確認。

2. 調査結果

(1) サンプル調査対象467人のうち、ご本人に接触できた315人の調査結果は以下のとおり。

接触できた人数	本人の記録と確認		本人の記録でない
	受給に結びつく可能性がある	受給に結びつかない(※)	
315	83 (26%)	164 (53%)	66 (21%)

(※) 受給に結びつかない理由

- ・今回見つかった記録以外に記録が無く、受給に結びつかなかった
- ・旧共済年金受給者であり、見つかった記録が1年未満のため通算老齢年金の対象とならない等

(2) 年金受給に結びついた事例の内訳

内容	人数
共済年金を受給中であり、受給要件を満たす(※)	77 (93%)
カラ期間と合算して受給資格期間を満たす	4 (5%)
他手番記録と合算して受給資格期間を満たす	2 (2%)
合 計	83 (100%)

※平成20年5月に送付した「年金記録の確認のお知らせ」(グレー便)を送付する際には、旧台帳の漢字氏名を利用し、共済年金受給者の基礎年金番号に係る記録と突合せを行ったが、共済年金受給者の記録の一部に氏名がカナのみのものがあったことから、当時の作業ではグレー便の対象とはならなかったもの。今般の住基ネットとの突合せにおいて住基ネットからカナ氏名の情報が取得できたことから、今回の作業では、対象となる共済年金受給者の把握が可能となった。

3. 今後の対応(案)

厚生年金等の旧台帳の記録と住基ネットとの突合せにより一致した記録(7万件)と共済年金受給者の基礎年金番号に係る記録との突合せを行い、一致した場合には、ご本人のものと思われる記録をお知らせすることを検討することとする。(23年度中実施目途)

被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況

○本年1月末までに、被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会から調査依頼があったものについての第一次審査(平成22年4月より本格実施)の実施状況は、下表のとおり。

(平成23年1月末現在)

	23年1月末までの受付件数 (※1)	第一次審査終了(計 594,452、うち受給権者 179,615、被保険者 414,837)							第一次審査 未了
		紙台帳等が 国のオンライン記録 と一致 (国の記録「正」 として基金等に 回答)	紙台帳等が基金記録と一致				その他 (※3)		
			国の記録「誤」として 基金等に回答(※2)	「訂正不要」の 申出あり又は 受給者で減額と なるため 訂正しないもの	本人に記録訂 正の可否を 確認したが 一定期間経過 後も申出なし	うち 記録訂正済			
受給権者	569,342	150,932	18,719	13,035	12,049	4,939	745	9,964	389,727
被保険者	1,416,056	370,734	15,341	13,848	12,796	924	569	28,762	1,001,219
計	1,985,398	521,666	34,060	26,883	24,845	5,863	1,314	38,726	1,390,946

※1 一人につき複数の不一致の理由がある場合(氏名相違と標準報酬月額相違等)は、それぞれを1件と計上。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの等。

【処理促進のための主な方策】

○本事業については、工程表に沿った作業の進捗が図られるよう、以下のような対応を通じて処理促進を図る。

- ・各種便の処理が進んだことによる人員のシフト
- ・職員の新規採用
- ・東京、大阪(近畿ブロック)、広島(中国ブロック)において23年4月1日より拠点を集約化し、体制も強化した上で、集中的な処理を実施
- ・進捗管理の徹底

(参考)年金記録問題への対応の実施計画(工程表)(抄)

10 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら、22年4月からを目途に第1次審査を、22年10月からを目途に第2次審査を開始する。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

【備考1】被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業について

○第一次審査

- ・ 国の被保険者記録と基金記録が不一致であったものとして基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、機構において、紙台帳等を確認。
- ・ 紙台帳等が基金記録と一致しており、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、原則としてご本人に確認の上、被保険者記録を訂正。ただし、受給者について記録訂正により減額となる場合は、減額をせず、事跡を残す。

○第二次審査

- ・ 第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは訂正する。

【備考2】被保険者記録と基金記録の不一致の状況（平成22年9月2日年金記録回復委員会提出資料より抜粋）

○被保険者記録と基金記録の不一致率：約6.4%（企業年金連合会において確認済みの約2,812万件における不一致率（平成22年5月13日時点速報値））

・ 資格期間、標準報酬月額等の不一致：約4.5%

}	連合会の記録が国の記録より高いケース	約2.3%
	連合会の記録が国の記録より低いケース	約2.2%
	年金額に影響がないケース	約0.1%

・ 氏名、生年月日、基礎年金番号の不一致：約1.8%

○機構への調査依頼件数の粗い試算：約260万件（厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約4,000万件の6.4%として機械的に計算）

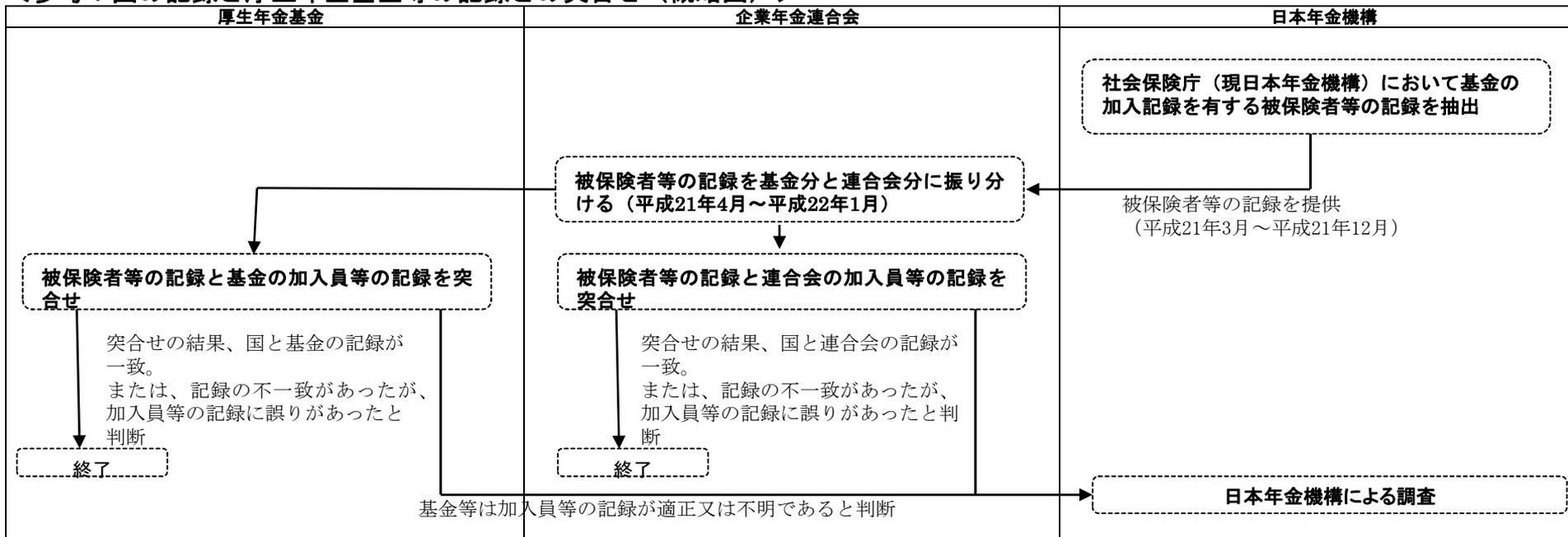
（注）上記実施状況の表では、一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上していることに留意が必要。

国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

<概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会(以下、厚生年金基金等)の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁(現日本年金機構)から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
 - ・ 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。(平成22年1月に完了)
 - ・ 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

<参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ（概略図）>



(注) 突合せ項目は、次の通り

①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因(取得、月・算定・喪失)、⑧標準報酬月額及び標準賞与額

標準報酬等の遡及訂正事案に係る記録回復の状況

(1) 約2万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組み結果

- 約2万件の戸別訪問調査において、「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復申立ての意思あり」との回答があった事案（以下「従業員事案」という。）・・・1,602件

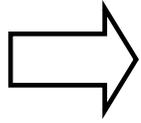
- この従業員事案1,602件については、平成22年6月末までに、年金事務所段階での処理を基本的に完了。平成22年6月末及び平成23年2月末の状況は下表のとおり。

	平成22年6月末時点（注1）	平成23年2月末時点（注2）
① 年金事務所段階における回復基準による記録回復（②を除く）	583	586・・・A
② 第三者委員会によるあつせんを受けた者の同僚に係る記録回復	41	41・・・B
③ 第三者委員会に送付 → あつせん	674（注3）	735・・・C
④ 第三者委員会に送付 → 非あつせん	62（注3）	75
⑤ 第三者委員会に送付 → 審議中	90（注3）	0
⑥ 記録回復の申立てを取り下げたもの	58	71
⑦ 繰り返し働きかけを行ったが記録回復の申立てがなかったもの	94	94
従業員事案合計	1,602件	1,602件

（注1）平成22年7月27日に年金記録回復委員会へ報告したもの。

（注2）平成22年6月末時点の数字をベースに、同時点において「⑤第三者委員会に送付→審議中」に該当していた事案（90件）の平成23年2月末時点での状況を反映させたもの。

（注3）平成22年6月末時点において年金事務所が把握している状況。



○ 従業員事案 1, 602 件のうち、1, 362 件(*) (85%) が記録回復につながったところ。

*上表のA+B+C=1, 362件

○ また、627 件(*) (39%) が年金事務所段階での記録回復につながったところ。

*上表のA+B=627件

(参考) 約2万件的戸別訪問調査について

- ・ 標準報酬等の遡及訂正事案に関する対応の一環として、旧社会保険庁においては、以下の3条件のすべてに該当する記録(約6.9万件)を不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録としてオンライン記録から抽出し、このうち厚生年金受給者(約2万件)について、平成20年10月16日から、社会保険事務所職員等による戸別訪問を実施し、ご本人に記録確認を行っていただいたところ。
 - ①標準報酬月額引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ・ この調査については、対象者と連絡をとることができないなど戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、平成21年12月末までに終了し、その実施結果を、平成22年7月27日の年金記録回復委員会に報告を行った。

(2) 標準報酬等の遡及訂正事案に係る年金事務所段階における記録回復件数

	合計	平成20年12月の基準等 (注1)	平成21年12月の基準 (注2)	①、②の同僚事案	あっせん事案の同僚事案
		①	②	③	④
平成21年12月末 (累計)	996	505	—	210	281
平成23年1月末 (累計)	2,481 [1,422 (注4)]	644 [408]	356 [356]	683 [362]	798 [296 (注5)]
平成21年12月末 の件数との差	+1,485	+139	+356	+473	+517

(注1) ①平成20年12月の基準等・・・平成20年12月の基準（全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細書等があるもの）及び平成21年5月の基準（同年12月から②の基準に移行）

(注2) ②平成21年12月の基準・・・約6.9万件該当（3条件すべてに該当）の従業員事案

(注3) [] 内の件数は、約6.9万件該当（3条件すべてに該当）の事案の件数

(注4) 一部推計の要素を含んだ件数（下記注5参照）

(注5) これまでに作成した同僚リストの状況から推計した件数

